

# 早めの申告を 税についてのお知らせ

## 税と確定申告の共同相談会

国税・県税・町税共同相談会、確定申告の共同相談会（国・県・町共催）を次のとおり行います。仙石原文化センターのみでの開催となりますので、注意してください。

当日は申告書の受け付けもを行いますので、添付する書類や印鑑などを持参してください。

月 日 2月3日(木)

時間 午前の部 9時30分～11時30分  
午後の部 13時～15時30分

場所 仙石原文化センター  
なお、次に該当するサラリーマンの方は、税金の還付が受けられます。

○多額の医療費などを支払った方  
※集計を必ず行ってください。集計していない方はその場での集計が必要となり、順番が後になる場合があります。

○災害や盗難による損失を受けた方  
○年の途中で退職し、再就職していない方

## 住宅戸数を変更した方 住宅用地の申告は 1月21日(金)まで

住宅敷地として使用している土地とそれ以外の土地では、固定資産税額の計算方法が異なります。

住宅戸数が平成22年1月1日現在と平成23年1月1日(出)現在で変更のある方は、住宅用地の申告が必要です。

税務課にある申告書に必要事項を記入し、1月21日(金)までに提出してください。

## 家を取り壊した方 家屋の滅失届の提出は 1月21日(金)まで

固定資産税は毎年1月1日現在の所有者に課税されます。平成22年1月2日～23年1月1日(出)の間に家屋を取り壊した方で、家屋滅失届の手続きをしていない方は、1月21日(金)までに家屋の滅失届を提出してください。

なお、登記している家屋については、建物滅失登記申請書を横浜地方方法務局小田原支局（小田原市本町2-3-24）に提出してください。

## 償却資産の申告は 1月21日(金)まで

毎年1月1日現在で所有している資産のうち、土地および家屋以外の事業用資産（旅館、ホテル、保養所、飲食店、小売店など）については、償却資産として申告するよう義務づけられています。

これらの資産を所有している方は、申告書を1月21日(金)までに提出してください。

なお、新しく事業を始めた方および申告用紙が届いていない方は、連絡をください。

**償却資産の対象となるもの(例)**

- 飲食店: 厨房設備、レジスター、カラオケセット、冷蔵庫 など
- 小売店: 商品陳列ケース、冷蔵庫、自動販売機、冷蔵ストックカー など
- 理容業・美容業: 理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸し機、サインポール など
- 医院: ベッド、手術台、X線装置、調剤機器 など

## 給与支払報告書など 法定調査書の提出は 1月31日(月)まで

平成22年分の給与所得の源泉徴収票など法定調査書の提出期限は1月31日(月)です。

源泉徴収票や報酬支払調書、不動産の使用料などの支払調書は、合計表とともに税務署に、また、給与支払報告書は、1月1日(出)現在の受給者の居住地を所管する市区町村に提出してください。

提出・照会先 税務課 ☎85-7750

## 確定申告指導会場の開設

青色申告会では、平成22年分の確定申告にあたり、次のとおり「確定申告指導会場」を開設します。（相談は無料）

税理士による無料相談コーナーや子連れの方のためのキッズルームも用意しますので、ぜひ利用してください。

場所 青色会館5階大ホール（小田原市本町2-3-24）  
期間 2月1日(火)～3月15日(火)（期間中は、土・日曜日、祝日も開設）  
時間 9時～16時30分

照会先 (社)小田原青色申告会 ☎0465-24-2611

## 高齢者の障害者控除証明書・医療費控除証明書の発行

高齢者の障害者控除・医療費控除証明書を発行しますので、確定申告などに必要な方は、申請してください。

●障害者控除証明書  
対象 介護認定を受けている高齢者のうち基準に該当する方  
※該当する方には、1月中旬に申請用紙を送ります。

●医療費控除証明書（おむつ使用証明書）  
対象 おむつ代についての医療費控除を受けるのが2年目以降の方で、基準に該当する方

照会先 健康福祉課 ☎85-7790

## 公共下水道への接続をしまじょう

公共下水道が使用できる区域（供用開始区域）に住んでいて、まだ公共下水道に接続していない方は、接続をお願いします。

接続工事は、必ず町が指定している工事店で行ってください。なお、公共下水道への接続工事に要した費用については、貸付金の制度があります。

照会先 上下水道温泉課 ☎85-9567

## (新成人のためのQ&A)

# 20歳になったら国民年金

### Q 年金は老後だけのもの？

A 国民年金には、病気がけがで障がいが残ったときに受けられる障害基礎年金や、一家の生計を支えてきた加入者が亡くなったときに受けられる遺族基礎年金もあります。

万一のときでも、年金には経済的な保障があります。

### Q 現在厚生年金に加入しているから、国民年金は関係ないのでは？

A 厚生年金や共済年金に加入している方も国民年金の「第2号被保険者」といい、同時に国民年金にも加入していることになります。

国民年金は、すべての公的年金に共通するため、基礎年金ともいいます。

### Q 保険料は何年くらい納めるの？

A 国民年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めると満額の老齢基礎年金が受けられます。

なお、年金を受けるためには最低25年の納付済期間（免除期間や合算対象期間などを含む）が必要です。

### Q 保険料を納められないときはどうすればいい？

A 経済的に苦しく保険料が納められないときのために「保険料免除・納付猶予制度」があります。これは、申請し承認されれば、保険料が免除または猶予されるものです。

また、学生には「学生納付特例制度」があり、申請により保険料の納付が猶予されます。

### Q 将来、年金は本当にもらえるの？

A 国民年金は、国が責任を持ち運営している制度です。必要な財源は、国が一部負担し適切な見直しを行っていますので、保険料を納めることにより、年金は受けとれます。

照会先 保険年金課 ☎85-9564



## 貴重な文化財を災害から守れ!! ~第57回文化財防火デー~

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。昭和24年のこの日、奈良県にある法隆寺金堂の壁画が焼損しました。この事件は翌25年に文化財保護法が制定される契機ともなりました。

法隆寺壁画が焼損した日に当たり、さらに1～2月は一年の中で最も火災の多い時期に当たることから、昭和30年に文化財防火デーと定められました。

毎年、町内でも、町内に残る貴重な文化財を火災や震災などから守るため、防火訓練が行われています。

今年は1月25日(火)に、国重要文化財である福住旅館（湯本）での訓練を予定しています。

照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601



成人を迎えた皆さんの新しい門出を祝い、次のとおり成人式を行います。



月 日 1月10日(月)  
受付 11時  
場所 箱根ホテル小涌園コンベンションパレス  
【第1部 式典】(12時)  
内容 祝辞、新成人代表のこぼなど  
※記念写真撮影を12時25分から行います。  
【第2部 交流会】「ぼくらの輝跡、大人への道」(12時45分)  
内容 成人式実行委員会の企画・運営による交流会  
その他 当日は、案内状を持参してください。  
照会先 教育委員会生涯学習課 ☎85-7601